

## 「栗原市いのちを守る緊急総合対策」

### 1. はじめに

栗原市は宮城県内においても自殺率が高く、自殺者が年々増えている現状はまさに危機的状況にある。国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、栗原市においても市民のいのちを守るため、総合的な施策を緊急に実施する必要がある。

自殺総合対策大綱において、多くの自殺は個人の自由な意思や選択の結果ではなく、様々な悩みにより心理的に「追い込まれた末の死」と位置づけられ、心理的な悩みを引き起こす様々な要因に対する社会の適切な介入により、また、自殺に至る前のうつ病等の精神疾患に対する適切な治療により、「多くの自殺は防ぐことができる」とされております。

また、自殺を考えている人は悩みを抱え込みながらもサインを発しており、家族や職場の同僚など身近な人は、自殺のサインに気付いていること多く、このような一人ひとりの気づきを自殺予防につなげ行くことが課題であるとなっている。

人の「命」は何ものにも代えがたく、また、自殺は本人にとってこの上ない悲劇であるだけでなく、家族や周りの人々に大きな悲しみと生活上の困難をもたらし、社会全体にとっても大きな損失である。

栗原市を挙げて自殺の防止対策に取り組み、自殺を考えている人を一人でも多く救うことによって、栗原を生きやすい地域に変えて行く必要がある。

### 2. 世代別自殺の特徴と対策の方向

#### (1) 青少年(30歳未満)

思春期は精神的な安定を損ないやすく、また、青年期に受けた心の傷は生涯にわたって影響することから、栗原市における自殺者は少ないものの、全国的には増加傾向にあることから青少年の自殺対策は重要である。

青少年の心の健康保持・増進や良好な人格形成への支援を行うことが、適切の自殺予防につながることから、児童生徒に対する自殺予防に資する教育や教職員に対する普及啓発に取り組む必要がある。

#### (2) 中高年(30歳~64歳)

中高年は、家庭、職場、地域において重要な位置を占める一方、心理的にも、社会的にも負担を抱えることが多い世代である。

特に、仕事に関する強い不安やストレスを感じており、また、女性は出産や更年期において心の健康を損ないやすく、心理的、社会的ストレスに対応するための心の健康づくりとともに、ストレスの原因となる長時間労働や失業等の社会的要因に対する取り組みが重要である。

栗原市においても、ストレスによるうつ病が増加傾向にあり、また、地域の特性としてアルコールの多量飲酒者が多いことから、これらの早期発見と病気に対する正しい知識の普及啓発が重要であるとともに、地域と職域の連携も欠かせないものとなっている。

### (3) 高齢者(65歳以上)

高齢者は、慢性疾患による継続的な身体的苦痛や将来への不安、身体機能の低下に伴う社会や家庭における役割の喪失感、近親者の喪失や介護疲れによるうつ病が増えている。

栗原市は高齢化の進歩が著しく、高齢者の一人暮らしも増えていることから、健康診査や介護予防事業を活用し、うつ病の早期発見、早期治療とともに、高齢者の生きがい作りが重要である。また、在宅介護者に対する支援の充実も重要である。

## 3. 自殺を防止するための当面の重点施策

### (1) 栗原市の自殺の実態を明らかにする

栗原市の自殺の実態について、関係者間では周知のことではあったが、その状況についてはこれまで広く知られていなかったが、その実態は危機的状況となっていることから、

- ① 自殺者や遺族のプライバシーに配慮しつつ、その実態を明らかにし、市民一人ひとりが命の大切さを考えていただく機会とする。
- ② 社会的要因を含む自殺の原因や背景について調査し、自殺予防のための介入ポイント等についての考察を行うとともに、自殺対策に関する情報の提供を推進する。

### (2) 地域ぐるみで市民一人ひとりの気づきと見守りを促す

自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、いち早く専門的に支援できる場につなぎ、地域で見守っていくという市民一人ひとりの役割等について、市民の理解を促進するため、

- ① 自殺や精神疾患に対する正しい知識の普及とこれらに対する偏見をなくすため、教育活動、広報活動を通じた啓発事業を積極的に推進する。
- ② 学校において、体験学習や地域の高齢者等との世代間交流等を活用するなどして、児童生徒が命の大切さを実感できる教育を推進するとともに、自殺予防を目的とした教育の実施に向けた環境づくりを推進する。
- ③ 地域においては、それぞれの地域で活動している様々な関係者及び関係団体等と協力連携し、地域ぐるみで気づきと見守りを促すことができるよう支援する。

### (3) 早期対応の役割を果たす人材の養成

自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るために、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材の養成が重要であることから、

- ① 精神科領域の医療資源が乏しい栗原市では、市民の相談に対応する保健師等の地域保健スタッフの資質向上を図り、早期に適切な治療つなげる必要がある。

② 住民主体の見守り活動を支援するため、身近において市民と接する機会の多い、民生

委員・児童委員、行政区長など、地域のリーダー的役割を果たす方々に対する心の健康づくりや自殺予防に関する施策についての研修を実施する。

③ 児童生徒と日々接している教職員については、自殺の危険性の高い児童生徒に気づいたときの対応方法や自殺者の遺児に対するケアを含め、教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修会等を実施する。

④ 県や関係機関と連携を図りながら、多重債務相談や経営相談、就職相談等の社会的要因に関連する相談員の資質の向上を図る。

#### (4) 心の健康づくりの推進

地域、職場、学校などにおいて、自殺の要因となる様々なストレスについて、ストレス要因の軽減、ストレスへの適切な対応など、心の健康の保持・増進のための体制整備を進めるため、

① 地域における心の健康相談に関する機能を向上させるとともに、心の健康づくりにおける地域保健と職域保健の連携を推進する。

② 市民の心身の健康保持・増進を支援する施策を推進するとともに、高齢者が地域で集い、憩うことのできる場の整備や、生きがい発揮のため環境づくりに努め、快適で安心な生活環境づくりを推進する。

③ 職場における労働者の心の健康の保持・増進対策、保健スタッフの資質向上と相談体制の充実等を支援し、労働者が職場内で相談しやすい環境整備を図る。

④ メンタルヘルス対策の取り組みが進んでいない小規模事業所については、職域と地域の連携を図り支援を充実する。

⑤ 学校においては、保健室やカウンセリングルームなどを開かれた場として活用し、保健相談活動を推進するとともに、スクールカウンセラーの配置など相談体制の充実を図る。

#### (5) 社会的要因への取り組み

社会的要因を含む様々な要因により自殺の可能性が高まっている人に対し、社会的な支援の手を差し伸べることにより、自殺を防止するため、

① 自殺の危険を示すサインとその対応方法、相談窓口の一覧表などを掲載した市民向けのパンフレット等の配布や相談しやすい体制の整備を促進する。

② 商工会や農協等と連携し経営相談や再生支援など、経営者に対する相談事業を推進する

③ 失業者に対しては、早期再就職のための雇用対策を推進するとともに、ハローワーク等と連携し職業相談や失業に直面した際に生じる心の悩み相談など様々な生活上の問題に関する相談に対応できる体制の整備を図る。

④ 多重債務等による生活困窮者に対し、専用電話による相談窓口を設置し個別相談に対応するとともに、法的問題解決のための情報提供と周知を図る。

⑤ 高齢者を介護する者の負担を軽減するため、地域包括支援センターその他関係機関と

連携し、介護者に対する相談等が円滑に実施できる体制の整備を図る。

#### (6) 自殺未遂者・遺族への取り組み

自殺未遂者の再度の自殺を防ぎ、家族等の身近な人の見守りを支援するため、

- ① 医療保健福祉ネットワークの構築を図り、継続的なケアができる体制の整備を図る。
- ② 自殺や自殺未遂の発生により遺された人の心理的影響を和らげるケアのため、関係機関と連携し遺族への相談体制の充実を図る。
- ③ 遺族のための相談窓口の一覧表や民間団体の連絡先等を掲載したパンフレットを作成し周知を図る。
- ④ グリーフケア制度の啓発とグリーフケアに取り組んでいる団体等と連携しながら遺された家族等を支援する。

#### (7) 民間団体等との協力

民間団体による相談活動などの取り組みは、多くの自殺の危機にある人を救っており、自殺防止対策を進める上でその効果は大きなものがあることから、

- ① 自殺防止や自死遺族のケア活動をしている団体等との連携を図るとともにその活動を支援する。
- ② 地域の特性としてアルコールの多量飲酒者が多く、アルコールが自殺を誘発する危険性が高いことから、アルコール問題に取り組んでいる民間団体等との連携を図る。

### 4. 自殺防止対策の数値目標

国の自殺総合対策大綱の数値目標は、平成28年までに、平成17年の自殺率を20%以上減少させるとなっているが、栗原市の平成17年の自殺率は48.6となっており、自殺率は全国平均の倍以上となっていることから、栗原市では平成23年までに30%以上減少させることを目標とする。

### 5. 推進体制

#### (1) 栗原市自殺防止対策連絡協議会の設置

構成については、栗原市自殺防止対策連絡協議会設置要綱の  
別表(1)のとおり

#### (2) 庁内対策委員会の設置

構成については、栗原市自殺防止対策連絡協議会設置要綱の  
別表(2)のとおり

### 6. 平成21年度の推進計画

別紙 平成21年度「栗原市いのちを守る緊急総合対策」推進計画のとおり

参考資料 2

平成21年度「栗原市いのちを守る緊急総合対策」推進計画

項目	区分	事業名	平成21年度実施計画	備考
1. 栗原市いのちを守る緊急総合対策の推進	継続	・栗原市自殺防止対策連絡協議会 ・栗原市自殺防止対策連絡協議会庁内対策委員会	・栗原市自殺防止対策連絡協議会の開催 平成21年5月20日(水) 第1回協議会、 11月第2回協議会を予定  ・栗原市自殺防止対策連絡協議会庁内対策委員会の開催 平成21年5月13日(水) 第1回庁内対策委員会、 11月に第2回を予定	・市民生活部 ・府内各関係課
2. 心の病に対する正しい知識の啓発・普及	継続	・いのちを守る緊急総合対策事業「相談支援研修会」	・いのちを守る緊急総合対策事業「相談支援研修会」を開催 対象者:市内各地区民生委員2~3人 時期:7月~8月の3回コース	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 健康推進課
	継続	・栗原市心の健康センター養成事業	栗原市心の健康センター養成事業 対象者:一般市民40名程度予定 時期:9月~11月 5回コース	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 宮城県精神保健福祉センター 健康推進課
	継続	・メンタルヘルス研修会(予定)	・メンタルヘルス研修会 対象者:一般市民 時期:7月12日(日) 会場:若柳ドリームパル(予定)	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所、 健康推進課
	新規	・自殺予防週間	・平成21年度自殺予防週間 9月10日~9月16日 ・広報「くりはらに」関係記事による広報 『あなたの気持ち、話してください。心のサインに気づいてください。』	社会福祉課 健康推進課
	継続	・地区啓発事業	・地区啓発事業「うつ病について」講話 栗館地区 10月14日(水) 瀬峰地区 11月	
	継続	・精神障害者家族教室	対象者:精神障害を持つ方の家族等 時期:6月~8月 3回コース	健康推進課
	継続	・専門職のスキルアップ研修	・専門職のスキルアップ研修 (平成21年度3回開催予定)	
	継続	・介護予防事業(健康教育・健康相談)	・介護予防事業(健康教育・健康相談)	各総合支所市民サービス課 介護福祉課
3. 現況調査		・既存データの活用による現状把握と認識の共有 ・市民への現状の周知 ・自殺要因の分析と考察	・既存データの活用による現状把握と認識の共有 市民への現状の周知 ・自殺要因の分析と考察	健康推進課及び関係各課
4. 対処マニュアルの作成	継続	・多重債務等による生活困窮者対策の検討	・地区民生委員会定例会での事業説明  栗原市10地区の民生委員会定例会において、「栗原市いのちを守る緊急総合対策」及び、社会福祉協議会生活福祉資金の概要等を説明し、生活困窮者救済のための制度を説明し、ポスター等の掲示も併せて協力依頼を行う。	産業戦略課、社会福祉課
5. 相談窓口の設置	継続	・宮城県「子どもと親の相談員」等の活用調査研究委託事業	市内モデル小学校1校予定	
	継続	・栗原市教育相談員設置事業	・栗原市教育相談員設置事業 市内小・中生徒担当者会議への参加、指導・助言 ※平成20年度以降の課題:常設の相談室の設置	学校教育課
	継続	・いじめ問題対策室設置事業	・いじめ問題対策室設置事業	
	継続	・宮城県スクールカウンセラー活用事業	・宮城県スクールカウンセラー活用事業	
	継続	・家庭児童相談	・家庭児童相談	子育て支援課
	継続	・栗原市相談支援事業(委託事業:知的・精神・身体)	・栗原市相談支援事業(委託事業:知的・精神・身体)	社会福祉課・健康推進課
	継続	・栗原市メンタルヘルス相談事業	・栗原市メンタルヘルス相談事業(年間15回開催)	健康推進課
	継続	・精神保健福祉相談事業	・精神保健福祉相談事業	宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所
	継続	・多重債務等による生活困窮者の相談のための専用電話設置 専用電話の番号は 0228-42-3778	・電話相談体制等  毎週月曜日~金曜日 午前9時~午後5時  専用回線 42-3778(しあわせに みんななやむな)  相談従事職員 福祉事務所職員 5名  (社会福祉士、社会福祉主事)	社会福祉課

## 平成21年度「栗原市いのちを守る緊急総合対策」推進計画

項目	区分	事業名	平成21年度実施計画	備考
5. 相談窓口の設置	拡充	仙台弁護士会と栗原市との連携協定事業	<p>1. 多重債務者救済のための無料法律相談の開設            ①日 時 毎月2回 第1・3木曜日(24回予定)            午後1時30分から午後4時30分まで            ②場 所 栗原市役所 美館本庁舎            ③派遣弁護士 仙台弁護士会は、弁護士8名を交代で派遣</p> <p>2. 多重債務者発生予防のための啓発広報に対する協力            ①多重債務者発生予防について広報誌、市ホームページに掲載、内容の指導助言(年4回予定)            ②多重債務相談担当職員、金融機関融資担当研修会への講師派遣(年2回予定)</p> <p>3. その他の連携協定事業            ①多重債務者発生予防に係る情報交換の場を定期的に開催            (年4回予定、状況により随時開催)            ②多重債務相談後のフォローに対する指導助言(随時)            ③連携窓口担当者の設置</p>	社会福祉課 仙台弁護士会
6. 栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金)貸付制度	継続	栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金)貸付制度 ・名 称:栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金) ・対象者:①栗原市に住所を有する者 ②多重債務者であり、債務の整理等に要する資金を必要とする方 ・貸付限度額:1,000万円以内 ・貸付事業の開始:平成20年1月4日	栗原市のぞみローン(多重債務者救済資金)貸付制度の活用 平成21年預託額 総額 1億円 (仙北信用組合 6千660万円) (一闇信用金庫 3千340万円)	社会福祉課
7. 啓発事業	新規	1. 自殺防止10,000人キャンペーン	1. 自殺防止10,000人キャンペーン (1)日 時:平成21年7月12日(日)10:30 ~12:30 (2)場 所:市内10ヶ所、場所は予定、( )は所在地区 美館ヨークベニマル(美館) ウジエスパー(若柳) 志波姫イオンスパー(志波姫) 金成マックスバリュ(金成) (3)内 容:自殺防止の呼びかけとティッシュ及びちらしの配布  2. 講演会 (1)日 時:平成21年7月12日(日)13:30~ (2)場 所:この花さくや姫プラザ (3)講 師:秋田大学医学部 准教授 佐々木久長 氏 (4)テーク:「二つの健康と自殺防止対策」(仮題)  3. 多重債務等無料法律相談会 (1)日 時:平成21年7月11日(土)13:00 ~16:30 (2)場 所:栗原市立図書館 2階大研修室(予定) (3)相談対応者:仙台弁護士会弁護士。 栗原ひまわり基金法律事務所 弁護士 宮城県司法書士会 司法書士 福祉事務所職員	健康推進課 社会福祉課 栗原市自殺防止対策連絡協議会委員 美館公共職業安定所 潟峰労働基準監督署 宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所 宮城県北部保健事務所栗原地域事務所 宮城県若柳警察署 宮城県警察署 宮城県精神保健福祉協会 栗原市医師会 栗原市歯科医師会 栗原市薬剤師会 宮城県看護協会栗原支部 姫っこ農業協同組合 栗原南部商工会、若柳金成商工会 栗駒鶴沢商工会、一迫花山商工会 栗駒高原森林組合 栗原市企業連絡協議会 美館金融団 栗原市社会福祉協議会 栗原市行政区長代表 栗原市民生委員会委員協議会 栗原市保護司会 栗原人権擁護委員協議会 栗原市更生保護女性連盟 栗原市ボランティア連絡協議会 栗原市老人クラブ連合会 青少年のための栗原市民会議 栗原市健康づくり推進協議会 栗原市食生活改善推進員連絡協議会 NPO法人宮城県断酒会北支部 栗原市メンタルヘルス・ボランティア「つくしんぼの会」 栗原市小学校校長会 栗原市中学校校長会 栗原市学校教育連絡協議会 栗原市PTA連合会  仙台弁護士会 栗原ひまわり基金法律事務所 宮城県司法書士会
	拡充	1. 自殺防止キャンペーン (1)日 時:平成21年12月13日(日)10:30 ~12:30 (2)場 所:市内10ヶ所、場所は予定、( )は所在地区 美館ヨークベニマル(美館) ウジエスパー(若柳) 志波姫イオンスパー(志波姫) 金成マックスバリュ(金成) (3)内 容:自殺防止の呼びかけとティッシュ及びちらしの配布	以下、同上団体	

## 平成21年度「栗原市いのちを守る緊急総合対策」推進計画

項 目	区分	事 業 名	平成21年度実施計画	備 考
7. 啓発事業			<p>2. 講演会            (1) 日 時: 平成21年12月13日(日) 13:30~            (2) 場 所: この花さくや姫プラザ            (3) 講 師: 特定非営利活動法人 自殺防止対策支援センター ライブリンク 代表 清水康之 氏 (現在交渉中)</p> <p>2. 多重債務等無料法律相談会            (1) 日 時: 平成21年12月12日(土) 13:00 ~ 16:30            (2) 場 所: 栗原市立図書館 2階大研修室(予定)            (3) 相談対応者: 仙台弁護士会弁護士、            栗原ひまわり基金法律事務所 弁護士            宮城県司法書士会 司法書士            福祉事務所職員</p>	健康推進課 社会福祉課 栗原市自殺防止対策連絡協議会委員 畜館公共職業安定所 須崎労働基準監督署 宮城県北部地方整備事務所栗原地域事務所 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 宮城県教育事務局栗原地域事務所 宮城県若柳警察署 宮城県警察署 宮城県精神保健福祉協会 栗原市医師会 栗原市歯科医師会 栗原市薬剤師会 宮城県看護協会栗原支部 乗つこ農業協同組合 栗原南部工商会、若柳金成工商会 栗駒鶴沢工商会、一迫花山工商会 栗駒高原森林組合 栗原市企業連絡協議会 美館金融團 栗原市社会福祉協議会 栗原市行政区長代表 栗原市民生委員児童委員協議会 栗原市保護司会 栗原人権擁護委員協議会 栗原市更生保護女性連盟 栗原市ボランティア連絡協議会 栗原市老人クラブ連合会 青少年のための栗原市民会議 栗原市健康づくり推進協議会 栗原市食生活改善推進員連絡協議会 NPO法人宮城県断酒会北支部 栗原市ンカルヘルス・ボランティア(くらの会) 栗原市小学校校長会 栗原市中学校校長会 栗原市学校教育連絡協議会 栗原市PTA連合会  仙台弁護士会 栗原ひまわり基金法律事務所 宮城県司法書士会 社会福祉課 仙台弁護士会 宮城県司法書士会  1 下記のポスターを作成し、掲示を行う。 ・多重債務相談窓口の啓発ポスター ・メンタルヘルス相談窓口の啓発ポスター ・グリーフケア相談の啓発ポスター
	拡充	2. 「全国一斉多重債務者相談ウィーク」 *期 間: 平成21年12月9日(水)~12月15日(火)(予定)	2. 全国一斉多重債務者相談ウィーク 1) 日時: 平成21年12月12日(土) 2) 多重債務無料相談会	NPO法人宮城県断酒会北支部 宮城県ソーシャルヘルス・ボランティア(くらの会) 宮城県小学校校長会 宮城県中学校校長会 宮城県学校教育連絡協議会 宮城県PTA連合会  仙台弁護士会 栗原ひまわり基金法律事務所 宮城県司法書士会 社会福祉課 仙台弁護士会 宮城県司法書士会
	新規	メンタルヘルス相談窓口の啓発と支援	1 下記のポスターを作成し、掲示を行う。 ・多重債務相談窓口の啓発ポスター ・メンタルヘルス相談窓口の啓発ポスター ・グリーフケア相談の啓発ポスター	社会福祉課 健康推進課
	継続	・酒害相談事業の広報・啓発と支援	栗原市メンタルヘルス相談事業、宮城県精神保健福祉相談にて対応 ・酒害相談事業の広報・啓発と支援	NPO法人宮城県断酒会北支部
	継続	・相談支援機関ネットワークの構築	・相談支援機関の現状を把握	宮城県北部保健福祉事務所栗原 地域事務所
	継続	・各相談窓口の広報	・各相談窓口を広報に掲載	健康推進課
8. 自死遺族のフォロー	継続	・グリーフケア (自死遺族ケア)	-栗原市においてグリーフケア (個別相談)を年間4回開催	宮城県精神保健福祉センター 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域 事務所 健康推進課
	拡充	・グリーフケア制度の広報・啓発	・グリーフケアスタッフ研修を年間4回開催 ・支援用冊子の作成	宮城県精神保健福祉センター 宮城県北部保健福祉事務所栗原地域 事務所 健康推進課、各総合支所市民サービス課
9. その他関連する事業	継続	・生活保護法施行事務	・生活保護法施行事務	社会福祉課
	拡充	・水道、電気、ガス事業者との連携連絡会議	・生活困窮者の把握に関する事業	社会福祉課
	継続	・けやき教室(適応指導教室)	・けやき教室(適応指導教室)	学校教育課
	継続	・宮城県警察スクールサポーター事業	・宮城県警察スクールサポーター事業	学校教育課
	継続	・高齢者生きがい活動支援通所事業(ミニディ)	・高齢者生きがい活動支援通所事業(ミニディ)	介護福祉課 地域包括支援センター 各総合支所
	継続	・水中運動モデル事業	・水中運動モデル事業	介護福祉課 地域包括支援センター 各総合支所
	継続	・介護予防事業(特定高齢者)	・介護予防事業(特定高齢者)	介護福祉課
	継続	・平成21年度 東北大大学院医学系研究科連携事業 栗原市脳卒中・認知症・寝たきり予防プロジェクト	・平成21年度 東北大大学院医学系研究科連携事業 栗原市脳卒中・認知症・寝たきり予防プロジェクト	介護福祉課
	継続	・要保護児童対策地域協議会	・要保護児童対策地域協議会	子育て支援課